

J A法人キャッシュカード規定

J A法人キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）を利用する場合は、J Aキャッシュカード規定（以下、「カード規定」といいます。）によるほか、次により取り扱います。

1. カードは貯金機を使用して普通貯金に預け入れる場合、および支払機を使用して普通貯金を払い戻す場合、ならびに振込機で振込を行う場合に利用することができます。
提携先では使用できません。
2. カードはお届けの代表者および代理人（各1名に限ります。）が使用し、カードおよびカードで使用する暗証番号は、カード使用者が責任をもって管理してください。
カードの使用・暗証番号の管理上の過失・偽造・盗用・不正使用その他の事故により生じた損害については、当会は責任を負いません。
3. 代理人が使用するカードはカード規定で定める「代理人」のために発行したカードと同様に取扱います。
4. 代理人を変更する場合、または法人名（団体名）を変更する場合は、当会所定の手続きによりカードを再発行します。変更前のカードは、当会へ返却してください。
5. この規定は民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
6. 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)